

# 滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年8月5日（月） 午後3時から
2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室
3. 会議に付した議案等  
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●●  
議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●●  
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●● 外1件  
議案第15号 農用地利用集積計画の策定について  
申請人 滑川市長 水野 達夫  
  - ・農地等の利用の最適化の推進について
  - ・農業者年金の加入促進について
  - ・農業新聞の購読促進について
  - ・農地パトロールについて
4. 委員の出欠  
(出席農業委員・8名)  
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、  
新村 剛、杉本 久美子  
(出席推進委員・8名)  
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、  
開田 豊一、伊藤 久義  
(欠席委員・0名)
5. 事務局（3名）  
北野事務局長 大竹係長 村田主査

## 6. 会議の要旨 午後3時00分 開会

- 会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。  
議事録署名委員に、高橋 美彦委員、杉本 久美子委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。
- 会 長 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件についてですが、この案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いいたします。
- 職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。
- 事務局 (議案第12号1番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●、田です。  
申請地は、●●●●に面する農地です。  
申請地は、相続した所有者が●●●●におり、長らく休耕していましたが、この度、譲受人が、市のホームページで公表している貸したい・譲りたい農地の紹介制度をきっかけに農地として取得することを計画したものです。現在は●●●●で●●●●の農地を借り受け、無農薬で米や自家野菜を栽培しているとのことですが、自分自身で農地を所有したくなり、申請地に●●●●から通い、無農薬の自家野菜を栽培していく予定です。
- 職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。
- 委 員 現場は長らく作物は作られておらず、また、譲渡人は●●●●にお住まいという●●●●ということであります。譲受人は、先ほど事務局から説明のあった通り、純粹に農業を●●●●とやりたいということですので、農地の移動に問題はないと思います。
- 推進委員 全く異論ございません。承認いたします。
- 職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
- 委 員 自家野菜栽培ということだが、面積が広いのではないか。
- 事務局 自力ですべての面積を最初から耕作するのはちょっと厳しいとのこと、できる範囲から手を付けていきたいとのこと。

委員 実（譲受人）は●●●●の方であり、この方の●●●●で耕作しているが、（この方の●●●●は）草が生い茂っている。（許可しても）いいのか。

推進委員 （その譲受人の）●●●●は20～30坪くらいしかない。今取得される農地はそれに比べてだいぶ大きい。

事務局 草刈りせず放置されるよりは、何か作られた方が管理はされる状態になると思います。言われる通り、草が生い茂っている状態のままはあまりよろしくないと思いますので、そこは対策したいと思います。

委員 （許可した案件は）後から見に行くこともあるのか。

事務局 後から見に行くことはあります。過去の案件についても（見たりします）。

委員 こんなことしたら（これを許可したら）、誰でも農地を取得できるようになる。

事務局 ただ、極端に全く農業の経験がないのに、いきなり大きな農地を取得するようなことがあれば、事務局の方でも受付する際に、事情を確認させていただいたり、あるいは、将来的な投機目的のもの、別の地目にしてしまおうというような目的が見えるものについては（申請を）お断りさせていただく場合もあります。

委員 実際に（譲受人の）●●●●で作っているが、（譲受人の●●●●は）草が生い茂っている。また更に地面を増やしてどうするのか。

事務局 そこについては、譲受人の方にも、（許可証を）交付するときに、草管理については、周りに迷惑かけないようにやるようお伝えしたいと思います。

職務代理 そのほかに、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）  
それでは、この案件は許可することといたします。

職務代理 続きまして、議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第13号1番について朗読及び説明）

申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。

申請地は、用途地域内（第2種中高層住居専用地域）の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、共同住宅敷地です。

申請者は、申請地周囲で農業を営んでおり、米、野菜、みかんを栽培しています。また、●●●●においても●●●●くださり、●●●●を●●●●●●しています。この度、自身の高齢化により農地の維持管理が困難になってきたこと、土地の有効活用等から所有する農地で共同住宅を営営することを計画し、1LDK10部屋のアパートを整備することとして今回申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。なお、申請地は現在●●●●が実施されていますが、●●●●に対しては●●●●することとし、工事着工前までには●●●●していただく予定です。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 （申請者の）●●●●は、●●●●では中心的な農家であり、たくさん耕作されています。先ほども本人に会ってきたのですが、この暑い中の農業は倒れそうになると言っておられ、高齢になり、これ以上やっていくのは少し困難だということでした。この農地は区画整理地内ですので、何ら問題はございません。

推進委員 地図を見ていただくとわかる通り、周辺はアパート並びに住宅が密集しておりますので（転用については問題ございません。）承認いたします。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。  
では、進行を会長へお返しします。

会長 続きまして、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案第14号1番について朗読及び説明）

申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。

申請地は、用途地域内（第1種住居地域）の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、一般住宅敷地です。

申請者は、●●●●で●●●●で生活しています。この度、●●●●してきたことにより●●●●が手狭になり、生活環境を変えない範囲内で適地を探していたところ、申請地が幹線道路や鉄道駅・商業施設に近く関係者の同意を得ることができたことから、今回申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 29日に●●●●推進委員と現地確認してきました。周りは住宅街であり、特に問題ないと思います。

推進委員 昨年まで田んぼをされていた場所ですが、やはり周りが住宅街となっていて、田んぼがしづらいということで、（農地を）手放すことにしたそうです。特に問題はありません。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 （議案第14号2番について朗読及び説明）

申請地は、●●●●に面する農地です。

申請地は、住宅地等が連たんした市街化の傾向がある区域の農地であることから、第2種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、注文住宅敷地です。

譲受人は、●●●●で●●●●を営んでおり、この度注文住宅分譲の事業を計画し適地を探していたところ、今回申請地が●●●●の中心部にあり、周囲は宅地化しており、保育所・小学校からも近く、ショッピングセンターや飲食店、主要幹線道路も整備され住環境に適した場所であること

から関係者の同意を得、既存非農地部分も含め13区画の注文住宅地及び道路・ゴミ置き場・緑地・公園を整備することとして申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、新設する申請地内道路側溝を介して前面の既存道路側溝に放流します。既存道路側溝も一部改修し、申請地側溝の出口にオリフィスを設け、豪雨時でも下流域に流れる雨水が現状と変わらないよう配慮します。汚水は、公共下水道に接続します。なお、開発面積全体では3,000㎡を超えるため、県の開発許可申請も同時に進めています。

職務代理 この件につきまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 地図をご覧になってわかる通り、この地区は基盤整備をしておりません。田の形は不整形な形となっております。また、農業を続けることに困難を感じておられる方もおられます。周りも宅地化が進んでいるところであります。農地の有効活用ということで、転用には問題ないと思います。

推進委員 今説明がありました通り、ここの地番の中で、私は●●●●で耕作に4～5年入っておりました。通年通して、水に大変苦勞する場所でありまして、周りは50%以上住宅に囲まれている地形により、農作業には適さないという感じを受けておりました。ですので（転用について）承認いたします。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。  
では、進行を会長へお返しします。

会長 続きまして、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。  
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第5条第1項の規定に基づき、改正前の同法18条第1項の規定により、7ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

8ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手2件、借り手1件で、面積合計は4,509㎡で、新規になります。詳細は9ページに記載のとおり

です。借り手は、●●●●で、今後出荷野菜を栽培する予定と聞いております。

会 長       この件につきましてご意見ご質問ありませんでしょうか。  
              (各委員から「異議なし」の発言あり)  
              ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・農地パトロールについて

会 長       これで、審議は終了しました。

午後 3 時 35 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和    年    月    日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員